

第1回史跡小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会議事録

日時：令和6年10月4日（金）9:00～12:00

場所：松江市役所第4別館3階 教育委員会室
史跡小泉八雲旧居現地

《出席者》

- ・委員：小泉凡委員長、内田融委員、大窪健之委員、中島義晴委員、和田嘉宥委員
- ・島根県：（教育庁文化財課）岩崎孝平主任
- ・松江市：（文化スポーツ部）桑原賢司部長
（文化振興課） 今岡広樹課長、吉岡和哉係長、小松原真美、清水香菜
（文化財課） 尾添和人課長、有田哲也係長、清水竣ノ介、錦織慶樹
- ・公益財団法人文化財建造物保存技術協会：
重要文化財木幡家住宅主屋ほか10棟設計監理事務所 布施直樹所長
- ・株式会社 空間文化開発機構：白石建代表取締役、池畑和子主任研究員

《次第》

1. 開会のあいさつ
2. 委員紹介と委員長選出
3. 現地視察
4. 議事
（1）史跡小泉八雲旧居保存活用計画について
（2）第1章「計画策定の背景と目的」について
5. その他（今後の予定）

《会議経過》

（第4別館教育委員会室）

1. 開会のあいさつ

今岡課長：これより、第1回史跡小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会を開会いたします。

桑原部長：（挨拶）

今岡課長：（資料確認）

2. 委員紹介と委員長選出

今岡課長：（委員自己紹介、他出席者紹介、事務局紹介）

（委員長選出）

当委員会の設置要綱第5条第1項に基づき、委員の皆様による互選となっておりますが、事務局の方で案を持っていますので、ご提案させていただいてよろしいでしょうか。
…異議なし…

委員長を小泉凡先生にお願いします。よろしくお願いいたします。

小泉委員長：（委員長席へ移動）

（委員長挨拶）

今岡課長：今回は「4. 議事」の前に、現地視察を予定しています。移動をお願いいたします。

（史跡小泉八雲旧居現地）

3. 現地視察

（第4別館教育委員会室）

4. 議事

今岡課長：現地視察ありがとうございました。ここからの進行については、委員会設置要綱の第6条第1項の規定により、小泉委員長に会議の議長を務めていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

小泉委員長：会議次第に従い、議事を進めます。

なお本日の審議内容は、非公開の案件はないということで「松江市情報公開条例」に基づき、事務局で整理のうえ、情報公開したいと思いますがよろしいでしょうか。
…異議なし…

まずは、「（1）史跡小泉八雲旧居保存活用計画について」の説明を事務局から願います。

吉岡係長：【資料2-1】に沿って説明

- ・小泉八雲旧居は、江戸時代中期に建築されたと推計される国指定の史跡。
- ・平成30年度に、幕末期からの持ち主である根岸家から、松江市が買い取り現在は市の所有となっている。
- ・昭和56年から58年に大規模な修理工事を行った。
- ・主な旧居の課題は、昭和58年の大規模改修から40年以上経過しており、老朽化に伴う改修が必要であることや、防災の観点から、建造物の耐震化や防災計画の策定などが必要となっている。
- ・現在、建造物及び庭の一部を公開しているが、文化財をフルに活用するため、全面公開の検討をして参りたい。
- ・保存活用計画は、文化財である旧居の現状や、課題を把握し、管理運営、施設整備、それから施設の活用に必要な、ある程度具体的な取り組み内容を明確化し、中長期的な観点から取り組みが進められるようにするための基本的な指針となる。委員、専門家の皆様のご意見をお聞きしながら策定する。そして、保存活用計画をベースとして、より具体の実施設計に当たる整備基本計画の策定につなげていく。
- ・旧居の保存活用計画策定に必要な4つの視点。

- ・計画策定のスケジュール。

【資料 2-2】に沿って説明

- ・(表紙、口絵、例言、凡例)

- ・目次、第 1 章は計画策定の背景と目的を記載。ここでは主に旧居の現状と課題の整理を行う。第 2 章は史跡小泉八雲旧居の概要。旧居、あるいは計画対象範囲に現存する構成要素(例えば石や樹木や、窓や門など)を網羅的に抽出し、「本質的価値を有する要素」、あるいは「副次的価値を有する要素」、あるいは「その他の要素」などに分類する。第 3 章は大綱。計画全体のスローガン基本方針を示す。第 4 章は保存管理。第 2 章で分類した構成要素を分類別に保存管理の方法等について記載する。第 5 章は防災計画。耐震化を含む防災、防犯について記載する。第 6 章は整備活用。史跡の活用や、整備の方針、方法等を記載する。第 7 条は運営体制の整備。4 章から 6 章で定めた施策をどのような体制で実施するのかということを示す。第 8 章は実施計画。その施策に優先順位を設けて、着手時期、実施時期などを表などで示す。第 9 章は経過観察。施策の進捗状況のモニタリング手法を示す。

小泉委員長：「(1) 史跡小泉八雲旧居保存活用計画について」何かご質問ありますか。

大窪委員：【資料 2-1】計画策定のスケジュールで令和 8 年度以降の中に耐震基礎診断等が含まれていますが、あくまでも保存活用計画の策定を行うこの 2 年間では、構造に関する特段の調査はせず、実際に作業するのは令和 8 年度以降という理解でよいですか。

今岡課長：耐震基礎診断については、令和 8 年度の整備基本計画から本格的な診断をやっていく考えがございしますが、保存活用計画の策定中におきましても、例えば簡易的な診断なり、何かしら必要になってくるものがあればご教示いただきたいです。

大窪委員：簡単な構造図を起こすとか、検討する上での材料としては、最低限必要になるのかなと思います。診断までの予算がなくても、それに必要な基礎資料、整理する部分はなるべくこの 2 年間にやっておいた方が、その後の進捗が非常にスムーズになります。調査資料があれば、専門の先生もいらっしゃるので、この場で議論できると思います。可能な範囲でご検討いただければと思いました。

小泉委員長：貴重なご意見ありがとうございました。

基礎資料がこの 2 年間のうちに出てくれば有効に将来に生かせるということですね。

他には何かございますか。

続きまして、「(2) 第 1 章の計画策定の背景と目的について」事務局の方からご説明お願いします。

吉岡係長：【資料 3】に沿って説明

- ・(計画策定の背景)
- ・(現状・課題と計画の目的) ※表 1 現状と課題の整理に沿って説明
- ・(委員会の設置)
- ・(計画の対象範囲と期間)

小泉委員長：ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの第 1 章の説明について、皆様ご意見ご質問等ございますか。

内田委員 : 2 ページに、現状の課題と目的を書いていただいておりますけども、順番から言えば、まず、課題の第 1 は、受付設備が十分に確保されていないことだと読めるわけです。ただ、その前にご説明いただいた、カラー版の【資料 2-1】の方の課題では、3 つの課題が示されており、「老朽化に伴う改修などの対応が必要」「防災の観点から、防災計画の策定は必要」「全面公開の検討が必要」とあります。こういう課題は、この第 1 章の中にはあまり反映されていないような気がしています。これ読むと、もしかしたら受付設備を整備したい、あるいはトイレを設置したい、これがこの計画の目的なのかなと勘繰ってしまうような気がして、私は違和感を持ちました。いかがでしょうか。

今岡課長 : ご指摘いただきました通り【資料 2-1】に保存活用計画を策定すべき目的を 3 点大きく上げさせていただいております、【資料 3】におきまして、表をつけてそこを細かく分類して示しております。ただおっしゃられた通り、順番として、【資料 2-1】でお示した 3 点を中心になる課題感というところからすれば、もう少し何を優先課題としているかということを再考させていただければと思っております。

内田委員 : 私の意見を申し上げたいと思うのですが、第 1 点の課題は、旧居の保存管理という計画を作るわけですので、旧居の建物の恒久的な維持ができるかどうか。維持するためにはどうしたらいいのか。大規模修理の必要性があるかどうか。あるいは、小修繕みたいなものがきちんと、今までやられているのか。それをやることによって大規模改修を遅らせることができるはずですので、そういったことを、検討すべきじゃないかと。検討してみたら、あんまり必要なかったということだったらそれはそれでいいわけですけども。さらにそこから発生する課題は、防災計画とか防火計画などの対策になると思います。

第 2 点の課題は、庭の部分の保存管理というのが、この史跡の大きな要素だと思うのです。庭の維持管理がこれからもできるかどうか。今まで管理してきていますが、永久的に管理ができるにはどうしたらいいのかというような課題があると思います。庭の構成は植物で、生き物ですので、必ずしも放っておいていいものではなく、天然記念物と同じような観点が必要になってくるわけです。

また、案で触れていただいておりますが、例えば同じ木を別にそろえておく必要があるのではないかと、これは大きな問題だと思います。課題としては、少なくとも、受付設備の問題よりも先に入ってくる課題だと思います。

さらに、課題と言うならば、史跡指定地の中での未整備部分をどうするか。公開を広げるということにも結びついていくわけでして、公開の部分の拡大は大きな問題だと思います。

それから、活用という話で申し上げるならば、検討課題として、利用者、観覧者の理解を深めるためには、記念館と旧居が一体となった公開が必要だと思います。位置的な問題もあって非常に難しい話ですが、何とかならないのかと思います。課題に挙げられた受付設備の問題も、考え方が変わってきます。受付設備の問題は、今当面の問題であそこに座ってらっしゃる方が非常に大変だと思います。その意味で、保存活用計画の前に何とかならないのかなと思います。

受付設備とトイレの問題は、大前提として、記念館と一体となった公開ができないと
なったときに、考えるべき問題ではないかと思います。私はトイレの必要性について
はあまり認めてないです。

今岡課長 : 旧居は、小規模な修繕は幾つか手がけさせていただきながら運営しております。ただ、
畳を替えるとか、襖の部分的な補修とか、外部の部分とか手を加えるところはありませんが、
抜本的な建物ですとか庭園というところについては、まだ大きな整備はできて
いないところです。

その中でこういった整備が必要なのかを考えると、ご説明させていただきます通り、
耐震補強、耐震の観点からは脆弱性があるというふうに判断せざるをえない状況です。
今ありがたいことに120周年、「ばけばけ」の放映決定ということもありまして不特定
多数の皆様方にご来館いただいております。どうしても多数の皆様をお迎えするに当
たりましては、必要な安全上の対策を打っていきませんと、この先末永く皆様に小泉
八雲の世界を見ていただくことができないということから、まずはそこをきっちりと
押さえていくということは必要になると考えております。

それから庭のことについては、庭を今後メンテナンス維持していこうと思いますと可
能ごと不可能ごとというものが出てくるかと思います。その点につきましては、小泉
八雲の感じた世界をいかに皆様に見ていただくかということの中で書かれました文献
等から、「ぜひここはこのような形で現地を残したい」というような部分などを、見定
めさせていただき、維持管理の手法としてはどのようなことを確保していかなければ
いけないかということも併せて検討しながら、あるべき形をこの計画の中で見定めて
参りたいと考えております。

未整備部分ということもご指摘をいただいております、特に東側の庭など、広いエ
リアにつきましては、非常に大きな面積を持たせていただいております。あそこも史
跡のエリアに入っているわけで、文化庁の方にも認めていただく保存活用計画という
ことになりますと、こういったところまでが手を加えられるかというところをある程
度意識していかなければならないと思います。未整備の部分をいかに活用できるか
というところを考えて参りたいと思います。

また建物におきましては、受付の方が非常に大変な環境の中でやっていただいております。
空調、スポットクーラーを入れさせていただきまして、ようやく夏場の受付を
していただいております。

今はスポットクーラーのダクトを未公開部分に置いて対応していますが、全面公開を
検討して参りたいと思っておりますので、受付のあり方というものも課題でございま
す。

最後にご指摘をいただきました、記念館との一体的な公開を検討した場合においては、
受付のあり方というものも変わってきます。現在、小泉八雲記念館は記念館、旧居は
旧居という形で、それぞれ別の施設として、料金を定めて入館いただく状況です。記
念館に隣接する西側及び南・北側に庭園が広がっており、その庭園を維持しながら、
動線上どうやって記念館と行き来することが可能かは、検討して参りたいと思ってい

ます。一体的な施設というような形で管理するのか、それともチェック機能を働かせる地点を設けるのかなど、いろいろな検討課題も出てくるかと思います。検討の中で、こういったところまで一体的にできるのかということ、委員さんの方のご意見を頂戴しながら考えて参りたいと思います。以上でございます。

内田委員：この委員会の中での検討をお願いします。

それから細かい話ですが、課題の整理の中で受付設備と空調設備を管理上の課題と整理されていますが、私は活用上の課題じゃないかと思います。

今岡課長：おっしゃっていただきました通り、活用の上で必要な部分であるという整理の仕方もあるかと思っております。課題の分類として管理、保存、活用の3つに分けさせていただいております。受付設備と空調設備は、お客様をお迎えする施設としての管理上の課題として整理させていただいております。分類については、検討の中で整理させていただければと思います。よろしくお願いします。

小泉委員長：ご意見をいただきありがとうございます。

それでは、意見交換の段階に入ってもよろしいでしょうか。

第1回目ですので、全員の委員の先生方からご意見をいただきたいと思っております。先ほどの説明に対する質問でも結構ですのでよろしくお願いします。

大窪委員：私も、今内田委員が最後におっしゃっていた、記念館と旧居が一体的に運用できると良いのではないかと思います。今課題になっているトイレの問題とか受付の問題とかも、両方を一体的に運用することで、史跡内にトイレを新しく作らなくて済むようになりますし、受付も少人数で済むようになります。受付する方法としては、来訪者に共通のチケットか何かを記念館で購入いただき、旧居にはもぎりだけ置いて管理するとか、そういうやり方も検討できます。もう1つは記念館の構造がRC造と見受けられますので、防災上の有利さがあるため、いざというときの旧居からの緊急避難や帰宅困難の方をそこにかくまうなど、共通した運用も可能なのかなと思いますので、その方向性や可能性も含めて検討していく必要があると思った次第です。

自由な意見交換の時間ということですので、現場を見せていただいて防災面で気になった点と有利になる可能性がある点について申し上げます。まず「保存上の課題」となる項目として、今現在は、「防火・防犯・耐震」の3つが挙げられているのですが、この地域の特性と思われますが、湿気の問題もかなり深刻なのかなと思いました。建物を拝見するに屋根周りはかなりしっかりして、水漏れもないような状況ですが、普段から基礎周りが湿気にさらされやすい状況にあるのかなと思います。今回保存活用計画を立てるのであれば、将来的な可能性の話になるかも知れませんが、敷地全体の排水計画を見直す必要があるのではないかと思います。少なくとも保存活用計画に書いておけば補助金対象になりうるので、盛り込んでおくべきかと考えます。現場で管理されている方も、時々詰まったごみを棒で流さないといけないという話もされていて、土間も含めて少し苔が上ってきていたりするので、将来的に長く使おうと思うと心配な部分があります。排水計画を見直すという意味でも、湿気対策、腐朽対策という言い方になると思うのですが、そういった項目も加えていただくと、より多面

的に長期に使うための基盤ができるのかなと思った次第です。

あと【資料3】の3ページの表で、「活用上の課題」の7番のところに見学順路の話が出ていますが、これも非常に重要だと思います。来訪者の方々は基本的に初めて来る人がほとんどなので、見学順路しかわからない状態でここに居ることになります。ですから災害などの非常時に遭遇しますと、人間は反射的に来た道に戻ろうとします。つまり「こちらに避難経路ありますよ」と積極的に誘導しない限り、別に設定した避難経路には行かないことがほとんどですので、できる限り見学ルートを適切な避難ルートと同じ形にしてしまうのが、基本的には一番効率が良いです。人は来た道は覚えていますので、避難時の安全性も考えて、見学ルートが設定されることが良いと思った次第です。

あと現場を見せていただいて、これも構造の専門の先生にご意見いただきたいところではあるのですが、やはりちょっと全体的に耐震性が気になることです。お部屋から庭を見渡せるように非常に開放的な造りになっていますが、耐震上有効な壁が少なく、貴重な当時のガラスもまだたくさん残っているということなので、地震時にはガラスが室内に散乱する可能性があります。このため、これもよくやることなのですが、例えば見学していただく際に畳や床を傷めないためにも、スリッパのようなものを用意して来訪者に使っていただいてはどうでしょうか。そうしておくとも万一ガラスが割れても、外に避難するときにも足を保護することができます。さらに、今後ものすごく人気が出て来訪者の人数制限をしなくてはならなくなったときに、スリッパの数で入館者数の制限をすることもできます。これは松本城などでも実施してまして、足元を保護し、建物を守り、来訪者の方の非常時の避難を支援する意味でも、検討する価値のある1つのアイデアなのかなと思った次第です。

あとは防火上の課題です。今回は断面図がないので何とも言えないのですが、伝統的な日本家屋の場合には、屋根裏に火が入るとあっという間に燃え広がる可能性が高いです。屋根裏については、今回は旧居で養蚕に使われていた可能性がある一部以外の空間が確認できなかったのですが、もしかすると屋根裏の全部が筒抜けになっている可能性があります。こうなると、部屋は壁などで区画されていても、その上の屋根裏は区画されていないために、建物内の延焼が非常に早くなります。ノートルダム大聖堂もそれで短時間で焼けてしまい、首里城も実はそれが原因の一つになって火のまわりが早くなり全焼しています。できればその見えないところで可能な防火区画をすることで、時間を稼ぐということも必要ではないかと思いました。ただ今回は史跡の附属物ということなので、どこまで建物の整備できるのか悩ましいところなのですが、その点は検討する余地があるのかなと思いました。

良いポイントとしては、井戸がきちんと今でも使えているという点です。あまり考えたくないことですが地震のような大災害になった場合の火災発生を考えると、断水が起こったり停電が起こったりしてきますので、貴重な防災用の水資源としても活かせると考えます。この井戸をもう少ししっかりと位置付けにして、文化財としての価値を保全しながら、同時にその災害時のバックアップにも使えるような位置付けを

して整備をしていくことが重要なのかなというふうに思った次第です。

小泉委員長：貴重なご意見ありがとうございました。

今の防火防災の観点で、事務局の方から何かありましたらお願いします。

今岡課長：多数のご意見いただきましてありがとうございます。全部ぜひ参考にさせていただきたい内容でございます。特に井戸を防災用の設備側の方にも活用する可能性や、屋根裏の見てないところの部分の防災対策といったところのご意見もいただきまして、ありがとうございます。貴重な意見として参考にさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

小泉委員長：ありがとうございます。

では、皆さんにご意見を言っていただくということで、中島先生お願いします。

中島委員：1回目の会議なので、全体的なこと。文化財ですと地域計画があると思うのですが、松江市の全体の文化財活用のこととか、観光のこともあると思うのですが、他の施設とどう組み合わせて運営していくかについて、今日説明がなかったので、教えていただければと思います。

尾添課長：文化財課の尾添でございます。最初の説明でもいたしました通り、松江城周辺たくさん文化財関係の施設もございます。共通での入場券等々も松江城中心に設置もしているところがございます。この塩見縄手辺りも含めた、まち歩きとして、たくさんの施設を有機的に結んで、今後観光客の皆さん、市民の皆さんに見ていただけるように、進めていきたいと思っております。

中島委員：わかりました。北側の保全地などは、旧居のことだけを考えて使うというのは、ちょっとどうなのかなと思いましたが、他の施設との連携についても、この計画の中で少し入れていった方がいいのではないかなと思います。ガイドンスのことについても、旧居で旧居のことは、ガイドンスしていくと思うのですが、他の施設でも、どう説明するかとか、あるいは連携して、どうしていくかということにも関わってくるのではないかなと思いました。今日、1回目ですべてのことですので、そういうことも、今後のこの会議の中で入れていただければと思います。

あとは今日、現地でいろいろ説明していただいて、すごく過去の経緯が複雑で、現状も複雑ですので、多分この会議の中で、わかりやすくまとめていくのかと思うのですが、それを今後、来訪者に説明していく必要があると思います。この会議はまずは2年、来年度計画を作るということで、次に整備事業が始まっていきますが、そのスケジュールだと、再来年以降の整備事業の中でそういったことを考えていくということになると思います。それよりも、もう来年ぐらいにはある程度整理ができていると思うので、公表というか発信していくことも、早めに考えていただければと思います。

小泉委員長：ありがとうございました。

関連施設という話もありましたけれども、実際場所は近くにあっても実態としては、指定管理者がそれぞれ違うとか、そういうこともあるので。でもそういったところも、超えて、ぜひ周辺の施設との連携を図っていただければと思います。また北側

保全地について、小泉八雲記念館も記念館の建物だけでは完結しきれていませんで、例えば学芸員の執務をする部屋もないですし、本も置ききれないとか、いろんなこともあって、できれば両施設として本当に何が必要かを出し合って、それで最終的に、北側保全地にどういう建物が必要かを考えていけるといいのではないかと、今改めて感じたところです。

それでは和田先生いかがでしょうか。

和田委員 : 建築の立場ですけれども、史跡小泉八雲旧居の概要とありますけれども、基本的にこの建物は、根岸家から買い上げたもので、当時から武家屋敷の形態をきちんととどめており、武家屋敷住宅の名残が残っているなというふうに思いましたので、そのあたりもう少しきちんと記録を確認して、根岸家がどういう風にして引き継いできたのか確認していただきますと、武家屋敷としての価値も明確になってくるのではないかと思います。土蔵がありましたが、いつごろのものかも調査していただくと(良いです)。ハーンも武家屋敷が気に入ったということもあったのでは？

小泉委員長 : 確かにハーンは5ヶ月半しかあの家には住んでないのですけれども。本当に思いいれがあつて。武家屋敷と、あと庭園へのこだわりもあったのだらうと思います。ありがとうございます。

岩崎さん、お願いしてよろしいでしょうか。

岩崎主任 : 島根県文化財課の岩崎です。大変ご丁寧な、ご案内とご説明ありがとうございました。私の方からは、ちょっと形式的なところで恐縮なのですが、保存活用計画案の中身の、案段階のところで幾つか確認させてください。7 ページの方に、計画の対象範囲として、図があると思うのですけれども、史跡指定範囲(範囲の図示)がここで初めて出てくると思うのですが、今、史跡指定範囲となっているところとその周りの網掛けの計画範囲のところ、若干色のタッチが違うと思うのですが、ここ何か色分けとか、明示するような工夫されるのですか。というのもこの図は、あくまで計画の対象範囲というのを図示したと思うのですけど、史跡指定の範囲というのがどっかで、図示されているといいと思いますので、色分けするなり、その場合凡例があると丁寧なのかなと思います。計画範囲と史跡指定範囲ですね。それから、その間に今、黒の太線が走っていると思うのですが、この意味もぱっと見ただけでわからないので、どういった意味なのかという、これも凡例に示してあげるといいのかなと思います。それから方位とか縮尺が全くないので、そういったものをつけていただけるといいと思います。暫定版なので、今はこれということだと思うのですが。

それと、現地の方でも「明治の修繕、ここは昭和の修繕です」という話があったと思うのですが、こういった修繕の履歴、これまでの履歴がこの活用計画の中に盛り込まれるか、目次の方で、第2章の(4)に保存等の経過というのがありますけれども、こういったところで、そういうのをまとめたりする計画でしょうか。

今岡課長 : はい。

岩崎主任 : まとめられる場合は、一覧表形式で修繕の履歴とかがあると、この一区切りとして、今後使いやすいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

今岡課長 : はい。

岩崎主任 : それから整備のことにに関して、現地で水がたまるという話もありましたけれども、今史跡指定範囲になっている建物があるところと、北側保全地のところで、少し段になっていて、建物側が一段低くなっていると思うのですが、今現状そこに簡易的な柵みたいなのをしてあったと思います。北側保全地も活用・整備の対象ということで、もしここを盛土とか、あるいは切土とか、そういった地盤改良とかをやる場合は、現状段になってしまっているのです。その土留の整備、そういうのも想定されているのか、もし想定されていないということであれば、あわせてご検討いただく必要があると思います。仮に、周りを高くするというのであれば、当然、さらに水が低い方に流れると思いますので、現状の課題がさらに悪化することも想定されるので、どういうふうに整備されるのか想定されていれば、現状のお考えをお聞きできればと思います。

小泉委員長 : ありがとうございます。現状の考えについてお聞かせいただければと思います。

今岡課長 : ありがとうございます。今の北側保全地の方が、史跡のあるエリアと比べちょっと高さが上がっているというところがございます。北側保全地の方に東から西の方へ向けて、また西から北側に向かってですね、開渠排水が走っております。あそこで一旦受けているような形に確かなっていたかと思います。ですが実際のところ、最近の雨量の多いときには、排水の流末がそこ一方向だけじゃなくて溜桝で1回、合体するところがありまして、そこで流量が多いとオーバーフローや逆流する可能性もありますので、おっしゃっていただきました通り、その高さがどうしても史跡側の方に向かって降りてきているということの現状を踏まえまして、排水対策というものの必要性についても、整理をさせていただければと思っております。

岩崎主任 : ありがとうございます。その場合、史跡指定範囲のところも境界がかぶると思うので、現状変更が必要な案件になると思うので、計画的にご検討いただければと思います。

小泉委員長 : もう少し時間がございますので、この機会にご意見いただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

大窪委員 : 【資料3】の3ページの表、現状と課題の整理のところなのですが、既に消防計画のような一定の防災計画があると思うのですが、また機会があれば提示いただきたいと思います。あと現場の方には、熱感知式のセンサーなどが一般の民家で必要とされるところに設置されていて、一部そのコントロールパネルが土間のお部屋の角のところについていたので、現状の火災報知システムの設備図も、参考としてぜひ共有していただけると、課題が見えてくるのかなと思います。

実際に、この3ページの表1に書かれているように、火災報知設備については最近では炎感知式が主流になっており、未だに空気管しかないのはかなり課題だと思うので、対策は急いだ方がいいのかなと思います。特に火気を使うお部屋があるわけではないと思いますが、文化財の火災による滅失事案の原因のおよそ50%は実は放火なので、考えたくないですけども放火であるとか不審火であるとか、そういった防犯と合わせて、いち早く発見するというための設備は重要になると思います。加えて、広域避

難が必要になるような状況を考えた場合に、最寄りの指定広域避難場所はどこになるのかも教えていただきたいと思います。消防計画を教えていただくときにも、その最寄りの消防の場所がどこなのかも情報としていただけると、いろいろと検討が進むのかなと思った次第です。

あとは耐震の話を検討するのであれば、現在の平面図、できればその断面図と、壁なのか開放なのかがわかる程度の展開図があると、おそらく和田先生と共有していろいろと具体的に構造上のバランスがどうなっているかなども検討できると思うので、もう少し詳しい図面も共有していただけると嬉しいです。

小泉委員長：ありがとうございます。今の点については準備をよろしくお願いいたします。

他には何か、よろしいでしょうか。

私個人的には、やはり旧居は庭がかなり大きな意味を持っているような気がいたします。旧所有者の根岸さんが管理されていた時代には、根岸道子さんが毎朝植物に声をかけながら、朝早く水撒きや草取りをされていました。今、そういうことまではできませんが、造園業者さんに定期的をお願いをして、庭を管理していただいている状況です。もちろんスタッフの方も、時々手入れをします。とにかく、庭に愛情をかけて、一番いい状態で、キープしていかなければいけないなと思っているのです。

中島先生、庭について何かこうすると良いというような、もしご意見があれば、いただければと思います。

中島委員：まずはやはり文化財ですので、かつての姿がどうであったかは、少しずつ、この会議でも、わかりやすく共有できるような形で示していただければと思います。あとは、先ほどもいろいろご意見出たと思うのですが湿気とか排水のことがすごく大事だと思いました。

ぱっと見、庭の景色でいうとちょっと雑然とした部分があるとは思いますが、残すべき部分、続けていくべき部分というのは今後検討していけばよいと思いました。

小泉委員長：ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

和田委員：庭園は実測図とかそういったものはございますか。植物も含めた。

今岡課長：今お示ししておりますものは、きちっとした測量に基づくものではないです。今年度のところで、別途測量をかけさせていただきまして、それをプロットしていこうと思っております。

小泉委員長：ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それでは委員の先生方には活発なご意見を頂戴しましてまことにありがとうございます。

では今回のご意見議論を踏まえた上で、計画策定を進めていただければと思います。それから後から「こんなことも」と思いつかれたら、この委員会終了後で結構です。で、事務局の方へご一報いただければと思います。

それでは事務局の方々はお忙しいと思いますが、今日のご意見も整理していただきまして、次回委員会へのご報告の方をお願いしたいと思います。

それでは、最後に5番の今後の予定について、事務局の方からお願いいたします。

吉岡係長 : 次第5番の今後の予定でございますけれども、第2回につきましては令和7年2月ごろ、開催を予定しておりまして、第2章から第4章を中心とした検討を予定しております。

必要に応じまして、この2回目の会とは別に、個別に先生方にご意見を求めることがございますので、その際はご意見をいただきますようお願いいたします。

次回第2回は、令和7年2月ごろをめどに事務局の方で調整させていただきたいと思いますがこのような形でよろしいでしょうか。

小泉委員長 : ありがとうございます。皆さんそういう形でよろしいでしょうか。

…異議なし…

小泉委員長 : では2月の日程調整をお願いします。

また、資料も事前にお進めいただければと思います。

その他事務局の方から何か連絡事項等ありますでしょうか。皆様の方もよろしいでしょうか。

それでは他になければ以上で第1回史跡小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会の議事を終了いたします。

司会を事務局の方にお返しします。

今岡課長 : 小泉委員長様におかれましては円滑な議事運営を行っていただきまして、誠にありがとうございました。

そういたしますと以上で第1回史跡小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会を終了させていただきます。

3時間近い長時間にわたりまして現地の視察から審議、ご意見の方を賜りまして大変ありがとうございました。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。